

すてっぴ 宮代 活動チーム

★ 登録団体 大募集 ★

社協と協同して地域福祉活動を行っていただける団体を大募集！
できる時に・できることを協力していただければOK！

登録するとお得なメリットたくさん♪

無 料

+

6 か月前
から予約可

※毎週利用する場合は
条件があります



多目的室・会議室
の優先利用



格安の印刷室
が利用できる

白黒印刷
用紙代込
2円/枚
51枚以上の
印刷でさらに
安く！



社協HPで
紹介・情報発信



情報コーナーに
チラシを置ける



限定イベントも企画中！
社協のイベント
案内が届く

以下の ①～⑦ の 全て に あてはまる団体が登録できます

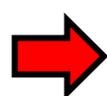
(※ 詳細は、別紙規定をご確認ください)

- ① ボランティア活動、地域に貢献する活動、特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する活動を行う団体
- ② 5名以上の団体
- ③ 団体運営に関することが定められている
- ④ 宮代町社会福祉協議会の事業に協力できる
- ⑤ 政治・宗教・営利的活動を行っていない
- ⑥ 暴力団・その構成員の統制下にある団体ではない
- ⑦ 法令その他公序良俗に反する活動を行う団体ではない

登録申請の際は、
申請書と団体の概要
が分かる資料(会則・
チラシ・名簿等)を
ご提出ください

【問合せ】 社会福祉法人 宮代町社会福祉協議会
電話：0480-32-8199

紹介
ページ



会議室・印刷室の貸出しルール

		すてっぴ宮代 活動チーム (※登録の詳細は別紙参照)	それ以外 の団体・個人
多目的室 会議室・	利用料	無 料	1時間 300 円
	予約開始	6 か月前	3 か月前 ※1
印刷室の利用		できる ※3	※2 原則 できない

※1 公益を目的とする事業や、参加者全員が障害者手帳所持の場合は無料となります。営利又は宣伝を目的とする場合は、当該利用料の2倍の料金となります。

※2 公益を目的とする事業を行うなどして、会議室等の利用料が免除される場合は、当該事業の資料は印刷できます。

※3 活動チームでも、法人業務に係る印刷は利用不可です。公共的事業に係る印刷は可能です。

【印刷室 利用料】

※50枚以下の印刷や カラー印刷に	白黒	片面	4円/枚
		両面	6円/枚
	カラー	片面	20円/枚
		両面	30円/枚
印刷機 ※51枚以上でお得	製版	60円/1回	
	印刷	2円/枚	
ラミネーター	A4	30円/枚	
	A3	40円/枚	
拡大機 (728mm用紙)	350円/枚		
裁断機	無料		
紙折り機			

団体別 すてっぴ宮代活動チームの登録及び支援内容一覧

	登録団体の種類	登録の可否	会議室の減免・印刷室の利用の不可	福祉活動事業所 応援事業	備品の貸出
非営利 (公益法人)	市民活動団体、 地区、自治会等	可	◎会議室…減免(無料) ●印刷室…利用可	対象外	可
	社会福祉法人 医療法人 NPO 法人 学校法人 財団法人 社団法人	可	◎会議室…減免(無料) ●印刷室…法人業務に係る印刷は 利用不可 ※公共的事業に係る印刷は利用可	福祉活動事業所 (児童・障がい・ 高齢者事業) は、対象	可
	宗教法人	不可	◎会議室…有料(基本料金) ^{※1} ※公共的事業は減免(無料) ●印刷室…利用不可 ※公共的事業に係る印刷は利用可	対象外	不可 (ただし、 特別会員 は可 ^{※3})
非営利 (中間法人)	協同組合 労働組合				
営利	株式会社 合同 会社 合資会社 合名会社 等	不可	◎会議室…有料(基本料金の2倍) ^{※2} ※公共的事業は減免(無料) ●印刷室…利用不可 ※公共的事業に係る印刷は利用可	対象外	不可 (ただし、 特別会員 は可)

※1 会議室の基本料金は、1 時間 300 円です。

※2 営利団体が会議室を利用する場合は、1 時間 600 円です。

※3 宮代町社会福祉協議会の特別会員は、年会費5,000円です。

すてっぷ宮代活動チーム登録確認書

すてっぷ宮代活動チームは、宮代町内に活動拠点を有する団体又は宮代町内で活動する団体で、以下の項目のいずれにも該当する団体であることを確認し、すてっぷ宮代活動チームの登録を申請します。

*レ点をお願いします。

- ボランティア活動、地域に貢献する活動及び別表に規定する活動を行う団体であること。
- 5名以上で構成されていること。
- 団体の運営に関することが定められていること。
- 宮代町社会福祉協議会（以下「社協」という。）の事業に協力できること。
- 政治的、宗教的、営利的活動を行っていないこと。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）に該当する暴力団又はその構成員の統制下にある団体ではないこと。
- 法令その他公序良俗に反する活動を行う団体ではないこと。

別表（第2条関係）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項に規定する活動 ①保健、医療又は福祉の増進を図る活動 ②社会教育の推進を図る活動 ③まちづくりの推進を図る活動 ④学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 ⑤環境の保全を図る活動 ⑥災害救援活動 ⑦地域安全活動 ⑧人権の擁護又は平和の推進を図る活動 ⑨国際協力の活動 ⑩男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 ⑪子どもの健全育成を図る活動 ⑫情報化社会の発展を図る活動 ⑬科学技術の振興を図る活動 ⑭経済活動の活性化を図る活動 ⑮職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 ⑯消費者の保護を図る活動 ⑰前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

令和 年 月 日

団体名 _____

代表者氏名 _____

団体所在地（又は代表者住所）

記入例

会長	事務局長		受付

すてっぷ宮代活動チーム 登録申請書

宮代町社会福祉協議会すてっぷ宮代活動チームに関する規程に記載された事項を了承の上、
「すてっぷ宮代活動チーム」への登録を次のとおり、申し込みます。

記入日：令和4年 月 日

フリガナ	ミヤシロ〇〇クラブ		
団体名	宮代〇〇クラブ		
法人格の有無	有 ・ 無	会員数	30 名
代表者	フリガナ	ミヤシロ タロウ	
	氏名	宮代 太郎	
	団体の所在地 または 代表者 住所等	〒345-0817 宮代町字西原278	
	TEL	0480-32-8199	FAX 0480-32-8299
	メール	miyashiro@syakyou.org	
主たる活動の地域	宮代町全域 ・ その他 (〇〇市(第△□曜日のみ宮代))		
【団体の活動内容】※団体の目的、主たる活動内容、定例活動等			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 〇〇の普及を目的に、勉強会や無料の体験教室をしています。 ・ 定例会：第△□曜日 00時～00時 (会場：〇〇〇〇) 			
【強み・地域のためにできそうなこと】			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 町民に向けた無料の体験教室の開催 ・ 〇〇が得意なメンバーがいます。 ・ 元気な会員が多いので、イベントの手伝いや力仕事、できます 			

※連絡先が代表者欄と異なる場合のみ記入

連絡担当者	フリガナ	ミヤシロ ハナコ	
	氏名	宮代 花子	
	住所等	〒 345-0822 宮代町笠原1-4-1	
		TEL	090-1234-5536
メール		miyashiro3846@gmail.com	

【社協記入欄】

受付日	年 月 日	添付資料	団体・活動について分かる資料(会則・組織図・チラシ等)を一括に添付してください。
-----	-------	------	--

様式第1号(第3条関係)

会長	事務局長		受付

すてっぷ宮代活動チーム 登録申請書

宮代町社会福祉協議会すてっぷ宮代活動チームに関する規程に記載された事項を了承の上、

「すてっぷ宮代活動チーム」への登録を次のとおり、申し込みます。

記入日： 年 月 日

フリガナ			
団体名			
法人格の有無		有 ・ 無	会員数 名
代 表 者	フリガナ		
	氏 名		
	団体の 所在地 または 代表者 住所等	〒 _____	
		TEL _____	FAX _____
	メール	_____	
主たる 活動の地域		宮代町全域・その他 (_____)	
【団体の活動内容】※団体の目的、主たる活動内容、定例活動等			

【強み・地域のためにできそうなこと】			

※連絡先が代表者欄と異なる場合のみ記入

連 絡 担 当 者	フリガナ		
	氏 名		
	住 所 等	〒 _____	
		TEL _____	FAX _____
メール _____			

【社協記入欄】

受付日	年 月 日	添付資料	
-----	-------	------	--